

南あわじ市再生可能エネルギー活用推進条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、市内に存在する再生可能エネルギーの活用について、市、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、もって地域活性化の推進及び地域が主体となる地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (3) エネルギー事業者 エネルギーを市内で生産し、若しくは市内に供給する事業を営む者又はこれから営もうとする者をいう。
- (4) 再生可能エネルギー 太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、バイオガス、バイオメタン、廃棄物集積場ガス、排水汚泥ガスを含むバイオマス・エネルギー並びに生物分解可能な家庭及び産業ごみからのエネルギーをいう。
- (5) 地域新電力事業 地域内の資源を活用し、地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。
- (6) 地域エネルギー事業者 エネルギー事業者のうち、市民若しくは事業者が自ら実施し、若しくは主体的に関与し、再生可能エネルギーを供給する事業を営む者又はこれから営もうとする者又は地域新電力事業を営む者をいう。

（基本理念）

第 3 条 再生可能エネルギーは、本来的に地域の共有的資源であり、その地域に存在する主体が連携し、地域の受益に配慮しながら利用するものとする。

2 再生可能エネルギーを活用するときは、次の各号に掲げる事項に配慮して実施するものとする。

- (1) 地域の持続的な発展に資するよう、地域の条件に配慮すること。
- (2) エネルギーの自律性及び安全性の向上に資することに鑑み、非常時における市民の安全と安心の確保に配慮すること。
- (3) 地域に及ぼす影響に配慮して近隣住民等との十分な合意形成に努めること。
- (4) 市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者又は市の相互の協働が促進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの活用及び地産地消（以下「再生可能エネルギーの活用等」という。）に向けた調査研究、必要な施策並びに組織及び推進体制の構築その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民又は事業者が行う再生可能エネルギーの生産及び消費に関し、普及啓発に努めるものとする。
- 3 市は、再生可能エネルギーの活用を図るため、公共施設その他の公有財産において積極的な再生可能エネルギーの生産及び消費に努めるものとする。
- 4 市は、自らが地域新電力事業に参画できるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの積極的な生産に主体的に関与するものとし、エネルギーの利用にあたっては、再生可能エネルギーを優先して消費するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの活用等に関する施策の協力に努めるものとする。

(エネルギー事業者の役割)

第7条 エネルギー事業者は、第3条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの積極的な生産
- (2) 市民、事業者及び市に対する再生可能エネルギーに関する情報提供
- (3) 市が実施する再生可能エネルギーの活用等に関する施策の協力  
(地域エネルギー事業者の役割)

第8条 地域エネルギー事業者は、第3条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの積極的な生産
- (2) 再生可能エネルギーの活用に関し、積極的な情報の公表
- (3) 市が実施する再生可能エネルギーの活用に関する施策の積極的な協力  
(連携の推進)

第9条 市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者及び市は、再生可能エネルギーの活用に当たり、相互に連携し、国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他の関係機関と連携するよう努めるものとする。

(事業計画の届出)

第10条 発電出力50キロワット以上の発電施設（以下「発電施設」という。）の設置に係る工事をしようとする地域エネルギー事業者は、当該工事に着手する日の30日前までに、次条の規定による近隣住民等への説明の実施状況を記録した書類、設計説明書その他必要な書類を添えて、発電設備の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

(近隣住民等への説明)

第11条 発電施設を設置しようとする地域エネルギー事業者は、前条の規定による届出をする前に、次の各号に掲げる者に対し、事業計画の内容について理解が得られるよう説明を行わなければならない。

- (1) 事業区域の隣接土地所有者又は借用者
- (2) 前号の土地内の建物所有者及び建物借用者
- (3) 事業区域が存する自治会に属する住民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(工事完了の届出)

第12条 地域エネルギー事業者は、発電施設の設置に関する工事が完了した

ときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(増設工事の届出)

第13条 第10条から前条まで及び第16条の規定は、地域エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。

(1) 既存の発電施設に出力が50キロワット以上である発電設備を増設する場合

(2) 既存の発電設備の出力が50キロワット未満であって、増設する発電設備の出力と合計した出力が50キロワット以上となる場合

(廃止の届出)

第14条 地域エネルギー事業者は、発電施設を廃止しようとするときは、発電施設を廃止する30日前までに、市長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において必要があると認めるときは、発電施設を設置した地域エネルギー事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(公表)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに該当する内容を公表することができる。

(1) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に発電施設の設置工事に着手している事業については、この条例（第15条及び第16条を除く。）の規定は、適用しない。